

## 湯沢市トイレカー貸付要綱

令和8年3月23日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が所有するトイレカーを貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け車両)

第2条 貸し付けるトイレカーは、別表に掲げるとおりとする。

(貸付対象者)

第3条 トイレカーの貸付けの対象となる者は、公益活動を行う市内の団体とする。

(貸付対象活動)

第4条 トイレカーの貸付けは、市の業務の遂行に支障のない場合であって、次の各号のいずれかに該当する事業等（以下「対象事業等」という。）で、市内において多数人の使用に供するために必要とするときに限り、貸し付けるものとする。ただし、公序良俗に反するもの、政治活動、宗教活動を目的とする事業と判断される場合は対象事業とはしない。

- (1) 環境美化活動
- (2) スポーツ・文化・教育活動
- (3) 防災・防犯・交通安全活動
- (4) 市又は市の関係機関等が主催、共催又は後援等に関わる公的な事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認めたもの

(貸付けの申込)

第5条 トイレカーを借り受けようとする団体は、使用を開始する7日前までに、湯沢市財務規則（平成17年湯沢市規則第49号。以下「財務規則」という。）様式第107号に定める物品貸付申込書に、対象事業等の内容が確認できるもの、運転者の運転免許証の写し等、その他必要な書類を添付し市長に提出するものとする。

(貸付けの決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、内容を審査し、貸付けを決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、財務規則様式第109号に定める物品貸付通知書により借受人に通知するものとする。

(貸付期間)

第7条 トイレカーの貸付けは、12月29日から翌年の1月3日までの日を除き行い、借受人に対する1回の貸付日数は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(貸付料)

第8条 貸付料は、無料とする。ただし、使用に係る消耗品代、燃料代、清掃費用、諸経費等は、借受人の負担とする。

(貸付条件)

第9条 トイレカーの貸付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 借受人は、トイレカーを転貸しないこと。
- (2) 借受人は、物品貸付申込書にある使用目的以外に使用しないこと。
- (3) 借受人は、トイレカーを返却するときに湯沢市トイレカー使用報告書（別記様式）を市長に提出し、確認を得ること。

2 市長は、必要があるときは、前項各号に掲げる以外の条件を付することができる。

(貸出し及び返還)

第10条 トイレカーの貸付け及び返還は、市長が指定した期日及び場所において行う。

2 借受人は、貸付けを受けたときは、財務規則様式第110号に定める物品借用書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、トイレカーの返還があったときは、借受人（代理人を含む。）立会いの上検査を行い収納するものとする。

(借受人の責務)

第11条 借受人は、トイレカーの使用に当たっては、事故がないように細心の注意をもって適正に行い、亡失のおそれのないように適切に保管しなければならない。

2 借受人は、トイレカーの使用により発生した損害（自己及び第三者に与える損害）を補填するための保険に加入するものとし、その経費は借受人が負担するものとする。

3 借受人及びトイレカーを運転する者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令を遵守し、安全運転を徹底しなければならない。

(亡失、損傷及び故障)

第12条 借受人は、トイレカーを亡失したとき、又はトイレカーが損傷若しくは故

障したときは、直ちにその状況を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 借受人は、前項の亡失、損傷若しくは故障が自らの責に帰すべき事由によるときは、自己の負担においてこれを補填し、又は修理しなければならない。

(返還命令)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受人に対し、トイレカーの返還を命ずることができる。

- (1) 災害その他緊急かつやむを得ない事由により、トイレカーを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 貸付申請書等に虚偽の記載があったとき。
- (3) 貸付条件に違反したとき。
- (4) その他借受人に貸付けすることが不適當であると認められる行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

番号	種別	車両番号	車両寸法 (全高×全長×全幅)	排気量
1	小型トイレカー (洋式便座2基)	秋田800 す8991	2,700mm×3,680 mm×1,680 mm	658cc
2	小型トイレカー (洋式便座2基)	秋田800 す8992	2,700mm×3,680 mm×1,680 mm	658cc